

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第219号)

平成14年10月17日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 1 9 条

第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 1 3 年 1 2 月 7 日中地福第 5 3 9 号及び中保護第 6 2 号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

- (1) 「委任状（平成 9 ～ 11 年度の預り金・保管金収支状況報告書に係る部分）の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- (2) 「生活保護費代理受領金領収書（平成 9 年度～ 11 年度）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問
- (3) 「保管金出納調書（平成 9 ～ 11 年度）、一時預り金出納調書（控）（平成 9 ～ 11 年度）、保護費預り依頼書（平成 7、8、12 年度）、保管金預り依頼書及び預り証（平成 7、8、12 年度）、保管金出納調書（平成 7、8、12 年度）並びに一時預り金出納調書（控）（平成 7、8、12 年度）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

- (1) 横浜市長が、「委任状（平成9～11年度の預り金・保管金収支状況報告書に係る部分）」を一部開示とした決定は、妥当である。
- (2) 横浜市長が、次の各文書を非開示とした決定は、妥当である。
 - ア 生活保護費代理受領金領収書（平成9年度～11年度）
 - イ 保管金出納調書（平成9～11年度）
 - ウ 一時預り金出納調書（控）（平成9～11年度）
 - エ 保護費預り依頼書（平成7、8、12年度）
 - オ 保管金預り依頼書及び預り証（平成7、8、12年度）
 - カ 保管金出納調書（平成7、8、12年度）
 - キ 一時預り金出納調書（控）（平成7、8、12年度）

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「委任状（平成9～11年度の預り金・保管金収支状況報告書に係る部分）（以下「文書1」という。）」、「生活保護費代理受領金領収書（平成9年度～11年度）」（以下「文書2」という。）」、「保管金出納調書（平成9～11年度）」（以下「文書3」という。）」、「一時預り金出納調書（控）（平成9～11年度）」（以下「文書4」という。）」、「保護費預り依頼書（平成7、8、12年度）」（以下「文書5」という。）」、「保管金預り依頼書及び預り証（平成7、8、12年度）」（以下「文書6」という。）」、「保管金出納調書（平成7、8、12年度）」（以下「文書7」という。）」、「一時預り金出納調書（控）（平成7、8、12年度）」（以下「文書8」という。）」（以下文書1から文書8までを総称して「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成13年5月1日付で行った文書1についての一部開示決定及び文書2から文書8までについての非開示決定の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の一部開示及び非開示理由説明要旨

文書1については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部開示とし、文書2から文書8までについては、同項第2号及び第6号に該当するため非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 文書1に記録されている被保護者本人の住所、氏名、ケース番号及び印影は、被保護者本人の個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため本号に該当する。

イ 文書2は、個人ごとに作成される文書であって、記録されているケース番号、氏名、住所、支給月、領収金額、領収年月日及び領収印等については、すべて被保護者の生活保護費受給に関する情報であり、全体として個人に関する情報であり、本号に該当する。

ウ 文書3及び文書7は、個人ごとに作成される文書であって、記録されているケース番号、被保護者の氏名、保管開始日、取扱い年月日、預入れ額、払出し額、残額等については、すべて被保護者の生活保護費受給に関する情報であり、全体として個人に関する情報であり、本号に該当する。

エ 文書4及び文書8は、個人ごとに作成される文書であって、記録されているケース番号、被保護者の氏名（世帯主氏名）、保管開始日、取扱い年月日、預入れ額、払出し額、残額等については、すべて被保護者の生活保護費受給に関する情報であり、全体として個人に関する情報であり、本号に該当する。

オ 文書5は、個人ごとに提出される文書であって、記録されているケース番号、被保護者の住所、氏名、印影、保護費預りの依頼の有無については、すべて被保護者の生活保護費受給に関する情報であり、全体として個人に関する情報であり、本号に該当する。

カ 文書6は、個人ごとに提出される文書であって、記録されているケース番号、被保護者の住所、氏名（世帯主氏名）、印影、依頼した年月日、依頼した理由の別（戻入、法第63条による返還、法第78条による徴収、遺留金、その他）、金額、保管金預りの有無は、すべて被保護者の生活保護費受給に関する情報であり、全体として個人に関する情報であり、本号に該当する。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 文書2は、金銭給付される生活保護費を入院その他健康上の事情などの理由により本人が受領できない場合に、被保護者から委任を受けて中区担当係長が代理受領する際に作成される文書であり、被保護者と実施機関との信頼関係に基づいて行っている。

生活保護を受けていることは、被保護者にとって他人に知られたくない情報であ

り、その情報の一部でも開示することは、他人に知られたくない情報の一部が明らかになり、被保護者と実施機関との信頼関係が損なわれ、結果として被保護者の生活費である保護費の受領に支障をきたすおそれがあり、被保護者が受領する保護費の金銭管理が十分に行われず、生活基盤が不安定となり、今後の生活保護行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号に該当する。

イ 文書 3 から文書 8 までは、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づき被保護者に支給された生活保護費などを、金銭管理の必要上やむを得ず、被保護者の事情により福祉事務所（平成 13 年 12 月 31 日以前のもの。以下同じ。）が保管又は一時預かりをする場合に作成される文書で、福祉事務所と被保護者との信頼関係に基づいて金銭を預かり、その金銭の出し入れに関する記録である。

保護費を福祉事務所に預けていることは、被保護者にとって他人に知られたくない情報であり、これらの情報を一部でも開示することは、他人に知られたくない情報の一部が明らかになり、被保護者と実施機関との信頼関係が損なわれ、結果として被保護者の生活費である保護費を預けなくなるなど、被保護者の金銭管理が十分に行われず、生活基盤が不安定となり、今後の生活保護行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号に該当する。

4 異議申立人の一部開示及び非開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の一部開示及び非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 各処分を取り消すとの決定を求め、文書の閲覧及び交付を求める。
- (2) 各処分は条例違反であり、申立人の権利及び利益を侵害したため、適法な処分を求める。
- (3) 実施機関は、多額の預金を持っており、申立人の目的は、保護費の流れ確認で、実施機関は、条例第 7 条第 2 項第 2 号及び第 6 号に抵触しない形で公開することができ、条例第 3 条に基づき積極的に情報を公開する義務があり、特定個人の識別や財産権の侵害、権利・利益が害されないよう当該部分を除いて開示することができるから、実施機関のいう非開示理由は当たらない。
- (4) 文書 1 は、市職員が記入作成したものがあり、住所の一部（丁目まで）はその事実確認のため公開し、条例前文で定める市民の知る権利及び第 1 条の目的で定める市政

に関し市民に説明する責務を全うするため、その透明性を確保するべきである。

- (5) 文書 2 から文書 8 までの非開示の文書の住所の一部、支給月、領収金額、領収印、はその事実確認のため公開し、条例前文で定める市民の知る権利及び第 1 条の目的で定める市政に関し市民に説明する責務を全うするため、その透明性を確保するべきである。
- (6) 金銭扶助額は生活保護基準表の第 1 類の年齢や第 2 類の世帯人員から算出することから、扶助費から生活保護受給者が特定・判明することはない。
- (7) 条例は原則公開を定めており、実施機関の裁量権も限定されるべきことから非公開は必要最小限とするべき。実施機関は、特定の個人が識別され、又は識別され得るため並びに事業の円滑な運営に支障をきたし、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるために、非公開としているが行き過ぎが見られる。

5 審査会の判断

- (1) 福祉事務所における生活保護関連の現金等の取扱いについて

福祉事務所における生活保護費など生活保護関連の現金等の取扱いについては、横浜市福祉事務所生活保護関連現金等取扱要領（平成 6 年 8 月福祉局保護課制定。平成 13 年 12 月 27 日改正前のもの。以下「市要領」という。）の規定により、横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 57 号）及び公金外現金事務処理要領（昭和 61 年 4 月総務局制定）に準じた処理を行うことと規定されている。

中福祉事務所では、被保護者が多数居住する地区をかかえ、被保護者との対応上、現金等を取扱う件数が多いため、市要領に準じた中福祉事務所保護課生活保護関連現金等取扱要領（平成 11 年 3 月中区保護課制定。平成 14 年 1 月 1 日改正前のもの。）を定め、市要領と併せて実施し、福祉事務所における生活保護関連の現金等を取り扱っていることが認められる。

- (2) 本件申立文書について

本件申立文書は、横浜市が行っている生活保護費関連の現金等の取扱いに係る文書であり、中福祉事務所が扱った委任状（平成 9 ～ 11 年度の預り金・保管金収支状況報告書に係る部分）、生活保護費代理受領金領収書（平成 9 年度～ 11 年度）、保管金出納調書（平成 7 ～ 12 年度）、一時預り金出納調書（控）（平成 7 ～ 12 年度）、保護費預り依頼書（平成 7、8、12 年度）並びに保管金預り依頼書及び預り証（平成 7、8、12 年度）である。

なお、実施機関が決定通知書に記載した文書 2 の文書名は、「生活保護費代理受領

金領収書」であるが、当該文書名は、平成12年度に様式変更された後の文書名であり、平成9年度から平成11年度の文書名は、「生活保護費一時預り金領収書」であること並びに文書5について決定通知書に記載した文書名は、「保護費預り依頼書」であるが、当該文書名は、平成9年度に様式変更された後の文書名であり、平成8年度以前の文書名は、「預り金依頼書」であることが認められる。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本号に該当するとして、文書1を一部開示とし、また、文書2から文書8までについて非開示としているので、次にその妥当性について検討する。

ウ 文書1は、金銭給付される生活保護費を入院その他健康上の事情などの理由により、被保護者本人が受領できない場合に中区担当係長が代理で受領するために、被保護者本人から徴収する個人単位の文書であり、ケース番号、年月日、住所、氏名、本人及び受任者の印影、委任する旨の記述、委任理由及び決裁欄等が記録されていることが認められる。

文書1に記録されている情報のうち、ケース番号、地番、被保護者の氏名、被保護者の印影は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

エ 文書2、文書3、文書4、文書7及び文書8については、対象文書の年度が異なるものがあるが、同様の様式である文書について、平成14年3月29日横情審答申第200号において、非開示の妥当性について判断したところであり、本答申においてもその判断を変更する理由はない。

したがって、文書2、文書3、文書4、文書7及び文書8は、いずれの文書も個人ごとに作成されており、記録されている情報は、いずれも個人の生活保護費に関する情報であって、特定の個人を識別することができるか、又は、特定の個人を識別することができないとしても、当該情報は、あたかも患者のカルテと同様に、文書に記録されている情報自体が、個人のプライバシーに関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして非開示と

すべきものであるから、当該文書全体が本号本文に該当する。

オ 文書5は、金銭管理の難しい被保護者に支給された生活保護費の一部を福祉事務所が預かり管理する場合に、被保護者から徴収する個人ごとに提出される文書で、ケース、被保護者の住所、氏名、印影、保護費預かりの依頼の記述、預り金依頼理由等が記録されていることが認められる。

したがって、文書5に記録されている情報は、いずれも個人の生活保護費の預かり依頼に関する情報であって、特定の個人を識別することができるか、又は、特定の個人を識別することができないとしても、当該情報は、あたかも患者のカルテと同様に、文書に記録されている情報自体が、個人のプライバシーに関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして非開示とすべきものであるから、当該文書全体が本号本文に該当する。

カ 文書6は、実施機関が法第63条による返還金、法第78条による徴収金、戻入金等の保管金を預かる際に、被保護者から徴収する依頼書及び現金を預かった際に被保護者に対して交付している預り証であり、ケース番号、被保護者の住所、氏名、印影、預かりを依頼する理由等の情報が記録されていることが認められる。

平成7、8年度分は、保管金出納調書の様式を兼ねており、被保護者の氏名及び印影のほかに、ケース番号、世帯主氏名、保管開始日、取扱い年月日、預入れ額、払出し額、残額等の情報が記録されていることが認められる。

平成12年度分には、ケース、被保護者の住所、氏名(世帯主氏名)、印影、金額、預かり依頼の記述、預かりを依頼する理由、領収書受領に伴う了解の記述、保管、依頼年月日等が記録されており、依頼書の下部分は、預り証を切取った「キリトリセン」の文字の上半分が認められる。

したがって、文書6に記録されている情報は、いずれも生活保護費を受給している個人の保管金の預かりを依頼していることに関する情報であって、特定の個人を識別することができるか、又は、特定の個人を識別することができないとしても、当該情報は、あたかも患者のカルテと同様に、文書に記録されている情報自体が、個人のプライバシーに関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして非開示とすべきものであるから、当該文書全体が本号本文に該当する。

キ なお、上記ウからカで述べた本号本文に該当するとした情報はいずれも、本号ただし書アからウのいずれにも該当しないものである。

(4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号は、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができる」と規定している。

イ 実施機関は、文書2から文書8までを本号に該当するとしているが、文書2から文書8の各文書は、前記(3)エからカで述べたように、当該文書全体が条例第7条第2項第2号に該当するため、非開示とすべきものであるから、本号の該当性について判断するまでもない。

(5) 結 論

以上のとおり、実施機関が、文書1を条例第7条第2項第2号に該当するため、一部開示とした決定及び文書2から文書8までを条例第7条第2項第2号に該当するため、非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年12月7日	・実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成14年1月25日 (第262回審査会)	・諮問の説明
平成14年7月12日 (第273回審査会)	・審議
平成14年7月26日 (第274回審査会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成14年8月9日 (第275回審査会)	・異議申立人から意見聴取及び意見書を受理 ・審議
平成14年8月12日	・異議申立人から意見書(追加分)を受理
平成14年9月20日 (第278回審査会)	・審議
平成14年9月27日 (第279回審査会)	・審議